

学校法人加計学園大学ガバナンス・コードへの対応について

令和4年9月30日

本法人では、日本私立大学協会の「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード〈第1版〉」を元に、本法人独自の自主行動基準として「学校法人加計学園 大学ガバナンス・コード」を制定し、令和2年度より運用しています。

この度、本コードへの対応状況をまとめましたのでご報告いたします。なお、対応状況を説明するに当たり、「コンプライ・オア・エクスプレイン」という手法を採用し、本コードの各項目について「comply：遵守している」「explain：遵守していない場合は説明する」という2つの区分を設け、後者にチェックが入った場合、本法人の考え方と対応状況を説明することとしています。この対応状況を理事会に報告するとともに、本法人のホームページに公開し、広くステークホルダーの皆様への説明責任を果たします。

1. 基本情報

名称	学校法人加計学園大学ガバナンス・コード（令和2年度制定）
備考	日本私立大学協会「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード〈第1版〉」に準拠
本コードの対象	岡山理科大学 (https://www.ous.ac.jp)
	倉敷芸術科学大学 (https://www.kusa.ac.jp)
	千葉科学大学 (https://www.cis.ac.jp)
点検基準日	令和4年9月1日
理事会報告日	令和4年9月30日

2. 学校法人加計学園大学ガバナンス・コードに対する実施状況

大項目	中項目	小項目	comply 遵守している	explain 遵守していない 場合は説明する
1-1 建学の理念及び ミッションステートメント	1-1-(1) 建学の理念		✓	
	1-1-(2) ミッションステートメント		✓	
1-2 教育と研究の目的	1-2-(1) 建学の理念に基づく教育目的等		✓	
	1-2-(2) 中期計画の策定と 実現に必要な取組みについて	1-2-(2)-①	✓	
		1-2-(2)-②	✓	
		1-2-(2)-③	✓	
		1-2-(2)-④	✓	
		1-2-(2)-⑤	✓	
1-2-(2)-⑥	✓			

大項目	中項目	小項目	comply 遵守している	explain 遵守していない 場合は説明する
1-2 教育と研究の目的	1-2-(3) 本法人及び大学の社会的責任等	1-2-(3)-①	✓	
		1-2-(3)-②	✓	
		1-2-(3)-③	✓	
2-1 理事会	理事会の役割	2-1-①	✓	
		2-1-②	✓	
		2-1-③	✓	
		2-1-④	✓	
		2-1-⑤	✓	
		2-1-⑥	✓	
		2-1-⑦	✓	
		2-1-⑧	✓	
		2-1-⑨	✓	
2-2 理事	2-2-(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	2-2-(1)-①	✓	
		2-2-(1)-②	✓	
		2-2-(1)-③	✓	
		2-2-(1)-④	✓	
		2-2-(1)-⑤	✓	
		2-2-(1)-⑥	✓	
		2-2-(1)-⑦	✓	
	2-2-(2) 学内理事の役割	2-2-(2)-①	✓	
		2-2-(2)-②	✓	
	2-2-(3) 外部理事の役割	2-2-(3)-①	✓	
		2-2-(3)-②	✓	
		2-2-(3)-③	✓	
	2-2-(4) 理事への研修機会の提供と充実			✓
2-3 監事	2-3-(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	2-3-(1)-①	✓	
		2-3-(1)-②	✓	
		2-3-(1)-③	✓	
		2-3-(1)-④	✓	
		2-3-(1)-⑤	✓	
	2-3-(2) 監事の選任	2-3-(2)-①	✓	
		2-3-(2)-②	✓	
		2-3-(2)-③	✓	

大項目	中項目	小項目	comply 遵守している	explain 遵守していない 場合は説明する
	2-3-(3) 監事監査基準	2-3-(3)-①	✓	
		2-3-(3)-②	✓	
		2-3-(3)-③	✓	
2-3 監事	2-3-(4) 監事業務を支援するための体制整備	2-3-(4)-①	✓	
		2-3-(4)-②	✓	
		2-3-(4)-③	✓	
		2-3-(4)-④	✓	
2-4 評議員会	2-4-(1) 諮問機関としての役割		✓	
	2-4-(2) 評議員から意見を 引き出す議事運営方法の改善		✓	
	2-4-(3)		✓	
	2-4-(4)		✓	
2-5 評議員	2-5-(1) 評議員の選任	2-5-(1)-①	✓	
		2-5-(1)-②	✓	
		2-5-(1)-③	✓	
		2-5-(1)-④	✓	
	2-5-(2) 評議員への研修の 機会の提供と充実	2-5-(2)-①	✓	
		2-5-(2)-②		✓
3-1 学長	3-1-(1) 学長の責務（役 割・職務範囲）	3-1-(1)-①	✓	
		3-1-(1)-②	✓	
		3-1-(1)-③	✓	
	3-1-(2) 学長補佐体制（副 学長・学部長の役割）	3-1-(2)-①	✓	
		3-1-(2)-②	✓	
	3-2 教授会	3-2-(1) 教授会の役割		✓
4-1 学生に対して	4-1-(1) 卒業認定・学位授 与の方針（ディプロマ・ポリ シー）、教育課程編成・実施の方 針（カリキュラム・ポリシー）、 入学者受入れの方針（アドミッ ション・ポリシー）を策定	4-1-(1)-②	✓	
		4-1-(1)-③	✓	
4-2 教職員等に対して	4-2-(1) 教職協働		✓	
	4-2-(2) スタッフ・ディベ ロップメント（SD）及びファカ ルティ・ディベロップメント（F D）	4-2-(2)-①	✓	
		4-2-(2)-②	✓	

大項目	中項目	小項目	comply 遵守している	explain 遵守していない 場合は説明する
4-3 社会に対して	4-3-(1) 認証評価及び自己点検・評価	4-3-(1)-①	✓	
		4-3-(1)-②	✓	
		4-3-(1)-③	✓	
	4-3-(2) 社会貢献・地域連携	4-3-(2)-①	✓	
		4-3-(2)-②	✓	
		4-3-(2)-③	✓	
4-3 社会に対して	4-3-(2) 社会貢献・地域連携	4-3-(2)-④	✓	
		4-3-(2)-⑤	✓	
4-4 危機管理及び法令遵守	4-4-(1) 危機管理のための体制整備	4-4-(1)-①	✓	
		4-4-(1)-②	✓	
	4-4-(2) 法令遵守のための体制整備	4-4-(2)-①	✓	
		4-4-(2)-②	✓	
5-1 情報公開の充実	5-1-(1) 法令上の情報公表	5-1-(1)-①	✓	
		5-1-(1)-②	✓	
	5-1-(2) 自主的な情報公開	5-1-(2)-①	✓	
		5-1-(2)-②	✓	
5-1 情報公開の充実	5-1-(3) 情報公開の工夫等	5-1-(3)-①	✓	
		5-1-(3)-③	✓	
		5-1-(3)-④	✓	

※項目の詳細については「学校法人加計学園大学ガバナンス・コード（令和2年度制定）」を参照してください。

### 3. 未遵守項目に対する説明

前項の実施状況において、「explain：遵守していない場合は説明する」としたものについて、本法人の考え方、対応状況を以下に示します。

#### 【1】2-2-(4) 理事への研修機会の提供と充実

理事会の実質化に関する計画を第2期中期計画（令和4～8年度）に盛り込み、理事会における意思決定が適切に行われるよう全理事に対する研修機会を提供するための行動を開始しています。具体的には、理事に対する研修方針として、研修プログラムの目的及び個々の研修の目標、講師要件、研修評価の方法等を今年度中に設定することとしています。

#### 【2】2-5-(2) 評議員への研修の機会の提供と充実

評議員会の実質化に関する計画を第2期中期計画（令和4～8年度）に盛り込み、研修機会を提供するための準備を進めています。文部科学行政の動向や法改正等の情報等に関する内容などは、理事・評議員とも共通して必要であると考え、【1】2-2-(4)に対応する理事への研修プログラムと一部同時開催を行う方向で検討を進めています。

以上